地域再生計画

1 地域再生計画の名称

将来へ引継ぐ公共水域の保全

2 地域再生計画の作成主体の名称

佐伯市

3 地域再生計画の区域

佐伯市の公共下水道、特定環境保全公共下水道区域外の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

佐伯市は、大分県南東部に位置し、北は津久見市、西は臼杵市及び豊後大野市、南は宮崎県境に接している。平成17年3月3日、旧佐伯市と旧南海部郡(旧上浦町、旧弥生町、旧本匠村、旧宇目町、旧直川村、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町)の1市5町3村が合併し誕生した。合併時の人口は83,122人、現在の人口は72,211人(平成27年度国勢調査)、面積約903平方キロメートル、海岸線延長約270kmの九州一広い基礎自治体である。

地勢としては、九州山地の祖母傾国定公園の東に広がる山間部、一級河川番匠 川の下流に広がる平野部、日豊海岸国定公園に代表されるリアス海岸の続く海岸 部からなる。自然が豊かであり、豊富な森林資源を基盤とした林業、温暖な気候 を利用した農業、豊後水道の恵みを生かした水産業をそれぞれ育んでいる。

特に、水産業において、当市は大分県で最も水産業が盛んなまちで、県下の 6 割以上の生産量を占めている。リアス海岸の複雑な地形と森や川からの豊富な栄養塩に恵まれた漁場では、多彩な天然魚介類が漁獲されており、水揚げされる魚種は 350 種以上といわれている。漁法も多岐にわたり、巻き網、定置網、底曳網、船曳網、はえ縄、潜水漁業など、地域ごとに特色ある漁業が営まれている。また、近年では、波浪の少ない静穏な地理的条件をいかして、ブリ、ヒラメ、マグロなどの魚類養殖が盛んに行われており、その生産量は年々増加し、全国 2 位となっている。

また、地域の特性を生かした観光地や観光施設が旧市町村に点在しており、季節ごとのイベントには、多くの観光客が訪れている。特に、上浦大字津井浦の豊後二見ケ浦巨大しめ縄(ギネスブック掲載)は冬の風物詩となっており、元旦の初日の出には県内外からの観光客で賑わいを見せる。

さらに、平成29年6月には、「祖母・傾・大崩山系」がユネスコエコパークに 登録され、地域活性化、ブランド価値の向上、環境教育、研究の拠点として期待 されている。

当市の人口減少に対する認識は、最上位計画である第2次佐伯市総合計画において「まちの活力を低下させ、当市の発展を図るうえで、とても大きな障害とな

る」とされており、この認識は、まち・ひと・しごと創生に引継がれている。 平成 27 年度に策定された「佐伯市まち・ひと・しごと総合戦略」では、総人口は近年(平成 17 年度から平成 26 年度)、年間 1,000 人ペースで減少しており、自然・社会増減、社会移動状況を踏まえ、令和 42 年に総人口は約 34,000 人になると予想されている。

この総合戦略では、超少子高齢化・人口減少に対応するため、①「地域で人が暮らしていくために必要不可欠な仕事を育て仕事を創る(しごとの創生)」、②「人口の自然増のために出産・子育てしやすい環境づくりを行う」、③「社会増のために、当市への人の流れを生み出す(ひとの創生)」、④「街、浦、里が支え合い、高め合うまちづくり(まちの創生)を行う」の4つの基本目標を掲げ、まち・ひと・しごと創生を一体的に推進しているところである。

生活排水処理に関する当市の取組としては、合併前から公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、集落排水事業(農業集落排水事業、漁業集落排水事業)、小規模集合排水事業、浄化槽整備事業を進めてきた。その結果、平成29年度末時点の汚水処理人口普及率は74.2%となっている。

4-2 地域の課題

人口減少に対応するためには、地域を担う人の確保・育成、新規・Uターン就業者の定住促進、及び移住者への空き家の有効活用としての住環境の整備、並びに住み慣れた地域で安心して暮らし続けるまちづくりを進めるとともに、自然環境の継承に取組む必要があると考えられる。また、地域資源を有効活用した農林水産業の振興を図るうえで集落の公衆衛生の向上、農業用水の水質保全や養殖漁場等の水質保全が併せて必要である。このため、生活排水処理施設の老朽化に伴い平成22年度から公共下水道施設の長寿命化対策事業を実施しており、特定環境保全公共下水道施設の2施設についても、平成30年度までに事業認可変更を行い、ストックマネジメント計画に基づく施設更新を行うこととしている。

さらに、農林水産業の振興を図るためには、その基盤である就業環境を改善する必要があり、就業者の住環境改善の取組みとして、集落排水施設の改築並びに 集合排水処理区域外での浄化槽の整備促進が急務となっている。

4-3 計画目標

こうした状況を踏まえ、地方創生汚水処理施設整備推進交付金により、集落排水施設の改築及び浄化槽の整備を一体的に推進することで、農業集落や漁業集落の生活環境の向上を図り、後継就業者の定住促進を目指すとともに、農業用水の水質保全や養殖漁場等の水質保全を図り、農業・水産業の振興を目指す。

(目標 1) 農林水産業を次世代につなぐ取組・支援 施策による移住者数92 人/年(平成 29 年度) → 420 人以上(令和 7 年度累計) (目標2) 水環境の改善

BOD排出負荷量の削減量 (平成 20 年度) 27.5

5,834kg (平成 29 年度) → 27,522kg (令和 7 年度累計)

(目標3) 汚水処理人口普及率の向上 汚水処理人口普及率

74.2% (平成 29 年度) → 80.0% (令和 7 年度)

(目標 4) 水産業生産額の向上

水産業生産額

220 億円/年(平成 29 年度) → 260 億円/年(令和 7 年度)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

合併前、旧市町村ごとに整備が行われた集落排水処理施設は、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設ともに供用開始から既に15年以上経過した施設が大半であり、特に電気・機械設備において経年劣化による維持補修費が増大している現状がある。このため、農業集落排水処理施設においては、遠方監視装置の広域的な見直し・連携によるシステムの最適化、及び不明水の流入対策よる処理容量の適正化を行おうとするものである。また、漁業集落排水処理施設においては、建設当時から社会情勢の変化による大幅な人口減少に伴って、処理容量に余裕が生じ始めており、今後、施設を適正規模に見直すことによって、合理的で経済的な施設運営を目指すものである。

また、浄化槽(市町村設置、個人設置)については、集合排水処理区域外の佐伯市全域を対象として整備を行い、汚水処理人口普及率の向上を目指すものである。

今後、集落排水処理施設の改築及び浄化槽の整備を推進するため、地方創生汚水処理施設整備推進交付金により、集落排水処理施設の改築及び浄化槽の整備を一体的に行うことで、一級河川番匠川をはじめとする河川、良質な漁場である豊後水道水域の水質改善を図り、もって農林水産業の振興に寄与するものである。

特に、当市沿岸部の小湾は天然の良好な養殖漁場で、全国第2位の当市の魚類養殖及び関連加工業を支える重要な海域であり、農業集落排水施設、漁業集落排水施設の改築、浄化槽の整備を一体的に行うことにより、当市沿岸部への家庭等からの未処理の生活雑排水等の流入が一体的に防止されて水質が浄化され、養殖漁場の生産性の向上が図られる。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金【A3009】

【事業主体】

• 佐伯市

【施設の種類】

- 集落排水施設(農業集落排水施設、漁業集落排水施設)
- 個人設置型浄化槽

• 市町村設置型浄化槽

【事業区域】

• 集落排水

農業集落排水

(佐伯市長良、大野谷、長谷地区、弥生井崎、谷口、切畑地区)

漁業集落排水

(佐伯市鶴見梶寄、中越、羽出地区、上浦蒲戸・福泊、長田、浪太地区、蒲 江入津地区)

・浄化槽 (個人設置型)

佐伯市全域(公共下水道整備区域、特定環境保全公共水道整備区域、集落 排水整備区域、小規模排水整備区域、浄化槽の市町村設置の 区域を除く)

・浄化槽(市町村設置)

佐伯市直川地区の久留須、赤木処理区を除く地域、米水津地区の宮野浦地 区を除く地域、蒲江地区の波当津・葛原・深島・屋形島の地域

【事業期間】

·集落排水 平成 31 年度~令和 7 年度

・浄化槽 平成 31 年度~令和7年度

【整備量】

• 集落排水

農業集落排水 長良地区ほか 5 施設の最適化構想に基づく保全対策 漁業集落排水 蒲戸・福泊地区ほか 6 施設の機能保全計画策定及び保全 対策

· 浄化槽 1.027 基

(うち、個人設置型浄化槽:965 基、市町村設置型浄化槽:62 基)なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

・浄化槽・・・佐伯市全域(公共下水道整備区域、特定環境保全公共水道整備 区域、集落排水整備区域、小規模排水整備区域を除 く)で、2,920人

【整備費】

• 集落排水

農業集落排水 事業費 683,722 千円

(うち、交付金 341,861 千円)

漁業集落排水 事業費 584,814 千円

(うち、交付金 292,407 千円)

• 浄化槽

市町村設置型浄化槽 事業費 56,220 千円

(うち、交付金 28,109 千円)

個人設置型浄化槽 事業費 558,641 千円

(うち、交付金 279,320千円)

· 合 計 事業費 1,883,397 千円

(うち、交付金 941,697円)

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(年度)	基準年 (H29)	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
指標 1 集落排水施設の改良 処理場の維持管理費の削減 (千円/年)	138,700	138,300	137,600	136,200	135,100	134,800	134, 500	134, 300
指標 2 農林水産業を次世代 につなぐ取組・支援 インターン シップ者数 (人/年)	8	10	10	10	10	10	10	10

毎年度終了後に佐伯市が必要な整備調査を行い、速やかに状況を把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

集落排水処理施設の改築事業と浄化槽整備を一体的に行うことにより、集落の公衆衛生の向上、周辺水域の水質の保全に資することができる。このことが新規・後継就業における環境整備の取組・支援につながり、就業意欲向上に資するとともに、当市農林水産業就業者数の減少傾向に歯止めをかけることができ、もって農林水産業の振興に寄与することができる。

さらに、農業集落排水処理施設における最適整備構想や、漁業集落排水処理施設における機能保全計画に基づき、既存施設の機能を維持しながら改築、機能強化等の事業を行うことで、ライフサイクルコストの低減を図るとともに、持続可能なインフラの維持が期待できるという点で先導的な事業となっている。

5-3 その他の事業

関連事業として、「佐伯市生活排水処理計画」に基づき、豊かな自然環境の保全と住環境を守る活動を通じて、住民への意識を促す。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し。

5-3-2 支援措置によらない独自の取り組み

(1) 水環境の保全対策の推進

内 容 生活排水による公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保 全及び公衆衛生の向上を図るため、集合排水処理未接続者への 戸別訪問、市報、ケーブルテレビ等による普及啓発活動を実施 する。

実施主体 佐伯市

実施期間 平成 31 年度~令和 7 年度

(2) 自然環境の保全

内

容 「佐伯市清流保全条例」に基づき、清流保全のため河川や海 岸において、清掃活動を行う事業である。佐伯市川を守り水 辺に親しむ会(国、県、市、事業所、学校関関係、区長会等) の協議会が委員となり、毎年 14,000 人程度の参加者にて水辺 の保全、活用のための清掃を行う。

実施主体 佐伯市

実施期間 平成 31 年度~令和 7 年度

(3) 養殖魚の高付加価値化を図るためのブランド化や輸出の促進

内 容 佐伯市内の養殖業者が生産する「かぼすブリ」、「かぼすヒラメ」 をはじめとした地域ブランド魚の普及促進や、大分県漁業協同 組合が運営するフィレ加工施設の能力向上等を進めることで、 養殖魚の高付加価値化及び輸出の促進を図る。

実施主体 大分県漁業協同組合、大分県、佐伯市

実施期間 平成 31 年度~令和 7 年度

(4)養殖経営の安定化に向けた養殖施設の整備

内 容 養殖魚を安定的に生産できる海面養殖施設等を整備する。

実施主体 大分県漁業協同組合

実施期間 平成 31 年度~令和 7 年度

6 計画期間

平成31年度~令和7年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標達成に係る評価の手法

4-3に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に必要な調査等を行い、速やかに状況を把握すると共に、必要に応じて事業の見直しを行う。

7-2 目標達成に係る評価の時期及び評価を行う内容

		1	1	
	平成 29 年	令和3年	令和7年	
	(基準年度)	(中間年度)	(最終目標)	
目標 1				
施策による移住者数	92 人/年	60 人/年	60 人/年	
目標 2	BOD 削減量	BOD 削減量	BOD 削減量	
水環境の改善	$5,834 \mathrm{kg}$	$16,616 \mathrm{kg}$	$27{,}522\mathrm{kg}$	
目標 3				
汚水処理人口普及率	74.2%	75.6%	80.0%	
の向上				
目標 4	220 億円/年	240 億円/年	260 億円/年	
水産業生産額	220 18円/ 平	240 1息円/ 平		

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法		
移住者数	住民基本台帳による		
BOD 排出負荷削減	毎年実施している水洗化率調査による		
汚水処理人口普及率	毎年実施している水洗化率調査による		
水産業生産額	農林水産統計からの推計値による		

- ・目標達成状況以外の評価を行う内容
 - 1. 事業の進捗状況
 - 2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手段

4-3に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を 速やかにホームページ等にて公表する。